

口座振替規定

- 1.当社は、請求書が各収納機関等から当社に送付された場合は、本人に通知することなく、請求書記載金額を預金口座振替依頼書記載のお取引口座から引落しのうえ支払うものとします。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出なしでおこないます。
- 2.振替日において請求書記載の金額が、預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲の金額を含む。）を超えるときは、当社は本人に通知することなく、請求書を収納機関等に返却することができるものとします。
- 3.各収納機関等の都合でお客様番号等が変更になったときは、変更後のお客様番号等で引き続き取り扱うものとします。
- 4.本人が、この預金口座振替を解約する場合は、当社に書面により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり当社に対し収納機関等預金口座振替の請求がない等相当の事由がある場合は、当社において本人に通告することなく、預金口座振替が解約されたものとして取り扱います。
- 5.この預金口座振替による支払いについて、収納機関との間に紛議が生じても、当社の責による場合を除き、当社は責任を負いません。この場合本人と収納機関との間で解決すべきものとします。
- 6.本人は、当社の都合により、この取り扱いを停止されても異議ないものとします。
- 7.法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について、当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上
(2020年4月1日現在)